

提案基準 1 「農家の分家住宅」	法 34 条 1 4 号 令 36 条 1 項 3 号ホ
------------------	---------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 1 (P60)

要件 3 (1) について

分家住宅の予定地について、留意事項エにおいて「同一の集落内」とは、原則として「同一の大字内」をいうとあるが、本家たる農家が存する小学校区内であり、かつ、都市的土地利用がなじまない土地でなければ要件 3 (1) に該当するものとする。